

農作物・畑作物防除機(乗用管理機)貸付要領

1. 目 的

この要領は、病害虫による損害を未然に防止し、農作物・畑作物共済及び収入保険の事業拡大と農家経営の安定を図るため、防除機（乗用管理機）を貸与し、損害防止事業の推進に資する。

2. 貸 与

茨城県西農業共済組合（以下「組合」という。）は、農作物・畑作物共済及び収入保険の加入者（以下「加入者」という。）に貸与し、損害防止にあたる。

貸与期間は、加入者単位で最高3日間とし、作業終了後は機具の整備を行い、燃料を満タンに補給し速やかに組合に返却するものとする。

3. 防除機具の使用料等

- (1) 防除機具の使用料は、原則として徴収しない。
- (2) 防除に関する農薬代、運搬代、人夫賃、燃料等は使用者側が負担する。
(除草剤は使用禁止)

4. 指 導

組合は、防除の実施に関する時期、防除計画等について指導する。
1日の防除面積は5haを基準として貸出する。

5. 管 理

- (1) 防除機具の管理は組合が行う。
- (2) 貸出中の整備、管理は、使用者が行う。
- (3) 使用者の過失による故障の修理費等は使用者側が負担する。
- (4) 運搬中、作業中の事故等については、使用者の責任とする。
- (5) 機器の運搬は自己運搬を原則とするが、機器の移動を希望する場合は農家支援活動機器貸付要領の別表1に定める管理費を支払うものとする。
- (6) その他、現場での利用状況の確認・記録(写真撮影)に同意します。

6. 防除機の貸与を受けようとする加入者は、防除機借受申請書(別紙様式)を組合長あてに、提出するものとする。

附則 この要領は、平成22年4月1日から適用する

附則 この要領の改正は、令和元年5月20日から施行し、平成31年4月1日より適用する。